

令和6年9月5日

一般社団法人埼玉県トラック協会
会長 瀬山 豪 殿

埼玉労働局労働基準部監督課長

時間外労働の上限規制等に関する説明会の周知について（協力依頼）

日頃より労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年に成立した働き方改革関連法により、時間外労働の上限規制が設けられ、自動車運転の業務についてはその適用が5年間猶予されていたところですが、本年3月をもって猶予期間が終了し、4月1日から適用が開始されております。

自動車運転の業務にかかる時間外労働の上限規制にかかる周知につきましては、別添令和6年3月28日付け「時間外労働の上限規制及び改正改善基準告示に係る周知について（協力依頼）」により当局局長から御協力を依頼したところですが、今般、別添のとおり、改正内容や時間外・休日労働協定届の記載方法等について説明会を開催しますので、会員事業場への説明会の開催等の周知につきまして貴会の御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【担当者】

埼玉労働局労働基準部監督課 福岡、松本
さいたま市中央区新都心 11-2
ランド・アクシス・タワー15階
連絡先 048-600-6204